

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新樹会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支払わない。

2 役員及び評議員の各年度の報酬の総額は、次のとおりとする。

- (1) 評議員の各年度の総額は、100,000円を超えない範囲とする。
- (2) 理事の各年度の総額は、100,000円を超えない範囲とする。
- (3) 監事の各年度の総額は、50,000円を超えない範囲とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員等の報酬は、別表に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会及び評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規則に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たっての旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成31年4月1日より施行する。

別表

役員等の報酬の額

(1) 評議員

区 分	報酬日額
評議員会・理事会等の会議への出席	3, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3, 0 0 0 円

(2) 理事

区 分	報酬日額
理事会・評議員会等の会議への出席	3, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3, 0 0 0 円

(3) 監事

区 分	報酬日額
監事監査等への出席	3, 0 0 0 円
理事会・評議員会等の会議への出席	3, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3, 0 0 0 円